

【事案Ⅱ-17】 重度障害共済金請求

・平成27年9月18日 裁定終了

<事案の概要>

心筋梗塞を発症してから入退院を繰り返し、I C D（除細動器）植込み術を施行した。以後、身体障害者1級に認定されたため重度障害共済金を請求したところ、被申立人は重度障害の状態に非該当と判断し、重度障害共済金を支払われないと不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

申立人は被申立人に対し、本件共済契約の重度障害共済金1,000万円を支払え、との判断を求める。

- (1) 被申立人は、重度障害共済金の請求をした当初から、I C D（除細動器）をペースメーカーと同一視していた。
- (2) 申立人は、I C D（除細動器）を植え込んだため生活が制限され身体障害者1級と認定され、重度の障害を持ったと受け止めた。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 本件約款・事業規約において『重度障害』とは、『身体障害等級支払割合表』の第1級、第2級および第3級の2、3、4のいずれかの身体障害の状態をいう。、『重度障害』は労働者災害補償保険法施行規則第14条に準じて障害の認定を行うと規定している。
- (2) 被申立人は、後遺障害診断書の記載内容をもって、障害内容「心臓機能障害」について、労働者災害補償保険法による第7級の5「胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの」と認定した。
- (3) 申立人が1級の認定を受けた身体障害者福祉法と労働者災害補償保険法とは認定基準が異なる。申立人の主張は身体障害者福祉法と労働者災害補償保険法における障害認定基準の違いに関する申立人の理解不足によるものである。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 本件共済契約における被共済者の障害認定については、約款・事業規約において、『重度障害』とは、『身体障害等級支払割合表』の第1級、第2級および第3級の2、3、4のいずれかの身体障害の状態をいい、本件共済契約における被共済者の「重度障害」および「身体障害」の等級の認定については、労働者災害補償保険法施行規則に準じて行うことと規定されている。
- (2) 本件共済契約における被共済者の障害認定については、労働者災害補償保険法施行規則の障害等級表より「除細動器を植え込んだものは、第7級の5に該当する」と定められており、重度障害の状態には至らないものと判断する。このことは本件共済契約の約款・事業規約において明らかである。
- (3) 申立人は、身体障害者福祉法で1級に認定をされていることを理由として、本件共済契約の障害認定においても「重度障害」であると主張しているかのようである。
- しかし、本件共済契約の障害等級認定は、上記の労働者災害補償保険法の障害等級認定基準に基づいて行なわれるものであり、身体障害者福祉法において1級に認定されたからといって、そのまま本件共済契約の障害等級が同様に認定されるものではない。